

令和 6 年 第 4 回国東市議会定例会 提出議案

承認 第 14 号	専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度国東市一般会計補正予算第 4 号)	P 1
報告 第 14 号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 3
議案 第 62 号	令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)	P 5
議案 第 63 号	令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)	P 6
議案 第 64 号	令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 7
議案 第 65 号	令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 8
議案 第 66 号	令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 9
議案 第 67 号	国東市民病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例の制定について	P 10
議案 第 68 号	国東市災害被害者に対する市税の減免等に関する条例の一部改正について	P 13
議案 第 69 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」)	P 14
議案 第 70 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市国見ふるさと展示館)	P 15
議案 第 71 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市梅園の里)	P 16
議案 第 72 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市物産館)	P 17
議案 第 73 号	指定管理者の指定について(対象施設:いこいの村国東)	P 18
議案 第 74 号	国東市と大分市ほか 15 市町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について	P 19
議案 第 75 号	国東市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	P 21

承認第 14 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度国東市一般会計補正
予算第 4 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 6 年度国東市一般会計補正予算第 4 号について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

国東市長 松 井 督 治

報告第 14 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 20 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事件の内容

令和 6 年 8 月 7 日午後 2 時頃、国東市国東町安国寺 592 番地 11 先 市道国東豊崎線において、市職員が草刈り作業をしていたところ、刈払機からの飛び石により、宅地に駐車していた車両のドアガラスを破損させたもの。

2. 損害賠償の額 46,970 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、46,970 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4. 和解の相手方

議案第 62 号

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 63 号

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 64 号

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 65 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 66 号

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第67号

国東市民病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例の制定について

国東市民病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例を次のように定める。

令和6年11月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市民病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、国東市民病院（以下「市民病院」という。）の薬剤師として業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市民病院薬剤師の安定的な確保を図り、市民病院の地域における中核的な医療機関としての機能の維持及び向上に資することを目的とする。

(貸与を受ける対象者)

第2条 病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、無利息で修学資金を貸与することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の薬学を履修する課程に在学する者
 - (2) 将来、薬剤師として市民病院に勤務する意思を有する者
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当していない者
 - (4) 他の医療機関に勤務することにより修学資金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種の修学資金等の貸与を受けていない者
- 2 事業管理者は、前項の要件を備える者のうちから、事業管理者が別に定めるところにより選考し、毎年度予算の範囲内において修学資金を貸与する者を決定するものとする。

(貸与額及び貸与期間)

第3条 貸与額及び貸与期間は事業管理者が別に定める。

(貸与の申請及び審査等)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業管理者に対し、事業管理者が別に定める関係書類を添えて申請しなければならない

い。

- 2 事業管理者は、前項の申請があった場合は、これを審査及び決定し、その結果を通知しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第6条 事業管理者は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 事業管理者は、修学生が休学又は停学の処分を受けたこと等により、当該修学中断したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。この場合において、既に貸与した修学資金があるときは、復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与したものとする。

(返還の免除)

第7条 事業管理者は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除することができる。

- (1) 修学生が、卒業した日から1年を経過する日までに薬剤師の免許を取得し、直ちに市民病院に薬剤師として採用され、引き続き事業管理者が別に定めるところによる期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)、薬剤師の業務に従事した場合
 - (2) 修学生が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務を起因とする事由で業務を継続することができなくなつたと事業管理者が認める場合
- 2 疾病、負傷その他事業管理者が別に定めるところによる事由により薬剤師の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、事業管理者が別に定める。
 - 3 事業管理者は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 修学生が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することがで

きなくなった場合

- (2) 前号に定めるもののほか、事業管理者が特別の事由があると認める場合
(返還)

第8条 修学生は、卒業その他の事由により修学資金の貸与が終了した場合において、前条の規定の適用を受けない場合には、事業管理者が別に定めるところにより、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

- 2 修学生は、正当な理由なく事業管理者が定める日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセント（返還すべき日の翌日から1月を経過するまでの期間は、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第9条 事業管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 市民病院薬剤師の安定的な確保を図り、市民病院の地域における中核的な医療機関としての機能の維持及び向上に資することを目的として、本条例を制定したいので提出する。

議案第 68 号

国東市災害被害者に対する市税の減免等に関する条例の一部改正について

国東市災害被害者に対する市税の減免等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市災害被害者に対する市税の減免等に関する条例の一部を改正する
条例

国東市災害被害者に対する市税の減免等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 292 条第 1 項第 9 号」を「第 292 条第 1 項第 10 号」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第 8 号」を「同項第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 地方税法等の一部改正に伴って、本条例の一部を改正する必要があるの
で提出する。

議案第 69 号

指定管理者の指定について（対象施設：国東市国東農産物加工直売所
「夢咲茶屋」）

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国東町小原 2712 番の 1 番地
有限会社 夢咲茶屋
代表取締役 萱島 千代美
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」の指定管理者として、「有限会社 夢咲茶屋」を指定したいので提出する。

議案第 70 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市国見ふるさと展示館)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市国見ふるさと展示館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国見町岐部 536 番地
特定非営利活動法人 岐部ふるさと興す会
理事長 前後 泉
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国見ふるさと展示館の指定管理者として、「特定非営利活動法人 岐部ふるさと興す会」を指定したいので提出する。

議案第 71 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市梅園の里)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市梅園の里
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国東町小原 4005 番地
株式会社 K・S ロンド
代表取締役 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市梅園の里の指定管理者として、「株式会社 K・S ロンド」を指定したいので提出する。

議案第 72 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市物産館)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市物産館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国東町小原 2662 番地 1
有限会社 くにさき街づくり会社
代表取締役 定宗 壮平
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市物産館の指定管理者として、「有限会社 くにさき街づくり会社」を指定したいので提出する。

議案第 73 号

指定管理者の指定について(対象施設：いこいの村国東)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いこいの村国東
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国東町小原 4005 番地
株式会社 K・S ロンド
代表取締役社長 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 いこいの村国東の指定管理者として、「株式会社 K・S ロンド」を指定したいので提出する。

議案第 74 号

国東市と大分市ほか 15 市町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
規約の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日限りで国東市と大分市、別府市、杵築市、由布市、九重町、日出町、中津市、宇佐市、竹田市、佐伯市、豊後大野市、臼杵市、津久見市、玖珠町、豊後高田市及び日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止し、事務の委託を廃止することについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市と大分市、別府市、杵築市、由布市、九重町、日出町、中津市、宇佐市、竹田市、佐伯市、豊後大野市、臼杵市、津久見市、玖珠町、豊後高田市及び日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約等を廃止する規約

次に掲げる規約は、廃止する。

- (1) 国東市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (2) 国東市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (3) 国東市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (4) 国東市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (5) 国東市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (6) 国東市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (7) 国東市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)

- (8) 国東市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- (9) 国東市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 22 年 7 月 1 日施行)
- (10) 国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 23 年 7 月 1 日施行)
- (11) 国東市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 23 年 7 月 1 日施行)
- (12) 国東市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 24 年 8 月 1 日施行)
- (13) 国東市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 24 年 8 月 1 日施行)
- (14) 国東市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 25 年 8 月 1 日施行)
- (15) 国東市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 28 年 3 月 1 日施行)
- (16) 国東市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成 28 年 7 月 1 日施行)

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東市と大分市、別府市、杵築市、由布市、九重町、日出町、中津市、宇佐市、竹田市、佐伯市、豊後大野市、臼杵市、津久見市、玖珠町、豊後高田市及び日田市との証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止したいので本案を提出する。

議案第 75 号

国東市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定に基づき、令和7年3月31日をもって次の郵便局に係る国東市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

指定を取り消す郵便局の名称

竹田津郵便局、熊毛郵便局、来浦郵便局、富来郵便局、上国崎郵便局、
旭日郵便局、中武蔵郵便局、両子郵便局、朝来郵便局、安岐港郵便局

提案理由 令和 7 年 3 月 31 日をもって竹田津郵便局ほか 9 郵便局で行ってきた
証明書等の交付事務を終了することに伴い、市の特定の事務を取り扱わ
せる郵便局としての指定を取り消したいので、議会の議決を求めるもの。